

# 岐阜県公報

第 四 百 二 十 五 号  
令 和 五 年 九 月 五 日  
(火曜日)

## 目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森林保全課) 三九九<sup>ハ</sup>

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(収用委員会) 三九九

公 示

岐阜県収用委員会の審理の開始

(収用委員会) 四〇〇

## 告 示

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年九月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
可児郡御嵩町小和沢字北浦山七五五二の八八、七五五二の八九、七五五二の九一、七五五二の一〇八から七五五二の一〇一〇まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和五年九月五日

令和五年九月五日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

高山市

二 事業の種類

高山都市計画道路事業三・五・一一号松之木千島線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県高山市千島町

地番	地目		地積(m)		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
三三八番五	田	雑種地	一三	二・九	一三・九
三四〇番一	田	雑種地	一六	一五・七	一六・七
三四一番一	田	宅地 雑種地	三四	二九・五	三三・九
合計					六六・五

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県国土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
片桐 幸子	岐阜県高山市千島町六四〇番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
垣内 甚太郎	(住民票記載の住所) 岐阜県高山市三福寺町二一四番地 (居所) 岐阜県高山市一之宮町一六六〇番地	三三八番五に係る使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年八月十七日

公 示

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。

令和五年九月五日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

高山市

二 事件名

令和五年岐阜収委第一号及び第二号収用事件「高山都市計画道路事業三・五・一一号松之木千島線」

三 期日

令和五年九月二十一日(木) 午前十一時から

中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県名古屋市中区東新町一丁目	三三八番五、三四〇番一及び三四一番一に係る使用借権
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号	三四一番一に係る賃借権
飛騨農業協同組合	岐阜県高山市冬頭町一番地の一	三四一番一に係る使用借権
		三三八番五、三四〇番一及び三四一番一に係る根抵当権

四 場 所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁舎三階会議室三〇一及び三〇二

令和五年九月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社